

平成23年4月1日

景観行政事務の開始へ向けて

1

問合せ

建設水道課建設班

☎6981

上富良野町は、平成23年4月1日に

景観行政団体になり景観行政事務を開始します。このため、建物を建てるなど景観に影響を与える行為をするときに、法律で定められた届出が必要な場合について、取り扱いが変わります。

手続きを怠ったり、誤った取り扱いをすると、法律により罰せられる場合がありますので、事務開始に先立ち、町広報誌の月号、2月号、3月号の3回にわたり、景観行政事務の概要と変更点を中心に、皆さんにお知らせしていきます。

景観行政を取り巻く概況

町では、平成16年3月に「かみふらの景観づくり条例以下「旧条例」といいます。」を制定し、その後、平成16年6月に景観法が公布、一部施行の経過措置を経て平成17年6月1日から全部施行されました。

景観法以下「法律」といいます。(ここでは、景観にかかわる行政以下「景観行政」といいます。)は、景観行政団体が担うよう定めており、都道府県、政令指定都市及び中核市は、法定団体として、その役割があてられています。

そのほかの市町村は、所在する都道府県の知事の同意を得て景観行政団体になることができます。

道内では、北海道、札幌市、旭川市、函館市が法定団体、東川町、清里町、美瑛町、平取町、小樽市、長沼町、当別町、黒松内町、釧路市が知事同意団体として景観行政団体になっています。

北海道では、法律に定める手続きと北海道景観条例の制定平成20年4月1日施行を経て、平成21年4月1日から景観行政事務を全部開始しており、現時点では上富良野町は北海道上川総合振興局が管轄する区域になっています。

それでは、旧条例はどのような位置付けを持っていたかという点、法律が制定、施行されることを前提として、景観に対する町の基本的な方針を定める役割がありました。さらには、将来的に景観行政団体になることをめざすものとなっており、旧条例に基づき作成した「上富良野町景観づくり基本計画」は、景観行政団体事務の基礎となる「かみふらの景観づくり計画」に引き継がれています。

改正新条例について

平成16年3月制定の旧条例は、法律の制定前であったため、法律に適合していない部分がありました。また、景観行政団体として事務を行うためには、法律により条例で定めるべき内容が示されていることから、改正が必要になっていました。北海道の景観行政との整合を図るため、昨年4月の北海道の事務開始をきっかけとして、町でも具体的に景観行政団体になるための準備を始め、今年9月開催の町議会の議決を経て、改正した新たな「かみふらの景観づくり条例以下「新条例」といいます。」を制定しました。

この新条例に基づき、表のスケジュールに沿って景観行政事務の開始をめざしています。

景観とは

ここまでに、「景観」という言葉が何度も出てきましたが、一般的には景色や眺めと同じ意味で使われますが、辞書などによると、特に優れた景色。景観とは見る主体である人と、見られる対象である環境との視覚的關係。山川・植物などの自然景観と、耕地・交



通路・市街地などの文化景観に分けられる。」と示されています。

新条例では、特に優れた景色であるとともに、「臨場することによって得られる視覚による映像」と定義されています。簡単に言えば、町の景観行政で扱う景観とは、「誰でもが、その場に立って眺められる素晴らしい又は、貴重な景色」ということです。「誰でもがその場に立って」ということは、制限や独占性がないということ

で、公共の場所が見る基準の位置になります。自宅の窓からの景色は、景観として扱いません。

「立って眺められる」ということは、ビデオや写真などの記録した映像も対象外となります。

「素晴らしい又は貴重な景色」の場合は、人それぞれの感性が影響しますので、なかなか難しい面があり、「大半の人がそう感じる」というところでしょうか。地元上富良野町民が見慣れた景色でも、来訪者が素晴らしいと感じたり、朽ち果てた廃墟の風景に歴史的な貴重性がある場合もあり、選別や判定の手續が必要になることも考えられます。新条例では、「上富良野町景観づくり推進会議」がこの役割を果たします。

景観行政事務とは

景観行政団体である市町村が行う事務は、法律に従って委任されたものを、条例で定めた手續きによって実施します。

この主なものは、景観に影響を及ぼすおそれのある行為を、届出制度によって点検し、必要に応じて協議、勧告又は、命令などの処分を行い、行為者は是正や中止をもらうもので、景観行政団体の必須事務になっています。この処分に反する場合は、法律に基づいた罰則が適用されます。

他には、必要に応じたものとして、

- ・景観重要建造物と景観重要樹木の指定と管理
- ・景観農業振興地域整備計画の策定と管理
- ・都市計画区域内の景観地区などの指定と管理
- ・住民などによる景観協定の認可と管理
- ・特定非営利活動法人(NPO)の景観整備機構指定と管理

これらの事務を行う上で、市町村としての考え方や基準、方針などが必要になりますが、法律ではこの内容について、「景観計画」と市町村の条例・規則に定めるよう規定しています。

町域内景観行政の現状

現在、北海道では、景観行政団体となっている前記の12市町区域を除く北海道全域を区域とした「北海道景観計画」に基づき、景観行政事務を行っています。様々な気候、風土、地勢、産業などの異なる地域を含むため、景観に関わる地域特性を考慮できないという事情から、北海道景観計画は共通性の枠内で作られています。

このため、現在、上富良野町域内で行おうとする行為については、北海道上川総合振興局が届出先になり、共通事項の枠内で審査を行う一方で、町の景観担当部署である建設水道課に、町独自の景観基準に沿った意見を求め

る届出書の写しが送付されてきて、提出した意見を加味して、届出された行為が制御、規制されています。

町では、旧条例に基づいて、平成18年1月に「上富良野町景観づくり基本計画」と「上富良野町公共事業景観づくり指針」を作りました。この「基本計画と指針」が、北海道から求められる意見を示す際の基礎となっています。

しかし、町の「基本計画と指針」に規制すべき行為として示してある、

- ・土地の開墾、土砂の採掘など土地の形質の変更
- ・屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件のた積
- ・電線路、有線電気通信のための線路

又は空中線系

については、北海道景観計画では届出対象外としており、現時点では規制の網から漏れているという状況にあります。

以下、来年2月号に続きます。

上富良野町の景観行政事務の基礎となる景観計画「かみふらの景観づくり計画」の根幹部分についてお知らせします。

「かみふらの景観づくり計画」は、11月29日に決定告示をして、建設水道課で縦覧中です。また、町行政ホームページで閲覧・ダウンロードできます。

景観行政事務開始スケジュール表

4月	2~3月	1月	12月	11月	10月	9月	【平成22年】
<ul style="list-style-type: none"> ・景観行政団体事務の開始、行為の届出などの開始(平成23年4月1日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観行政団体になる日 ・景観計画、新条例の施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出対象行為に関する事前相談開始 ・町民への広報(周知期間)町広報2月号:その2・3月号:その3 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民への広報(周知期間)町広報12月号:その1 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画策定(成案)について都市計画審議会に意見諮問・答申(26日) ・景観計画の決定・縦覧の告示(決定日:29日、計画施行日:平成23年4月1日、告示期間:11月29日~12月28日) ・景観づくり条例施行規則の改正(29日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観行政団体協議に係る知事同意(8日付け) ・景観行政団体になる期日(平成23年4月1日)の公示 告示:11月9日、12月8日 公告:町広報11月25日号掲載、町行政ホームページ掲載(9日) ・景観づくり推進会議(景観計画(正案)意見答申) ・景観計画策定(成案)について都市計画審議会に意見諮問・答申(26日) ・景観計画の決定・縦覧の告示(決定日:29日、計画施行日:平成23年4月1日、告示期間:11月29日~12月28日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観行政団体に係る知事協議(14日) ・パブリックコメントの意見など結果の公表と結果を反映した景観計画(案)の策定 ・景観計画策定(案)について景観づくり推進会議に意見諮問(28日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画(素案)に関するパブリックコメント(9月~10月) ・景観づくり条例改正、公布(公布:平成22年9月16日、施行:平成23年4月1日)